

令和 7 年度愛知県手話通訳者養成講習会開催要綱

1. 趣旨

この要綱は、愛知県障害者社会参加促進事業要綱に基づき、愛知県から委託を受けて行う手話通訳者養成事業について実施の方法等必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

手話通訳者として一定の水準の確保と体系的な養成を図るため国のカリキュラムに基づく手話通訳者養成事業を実施することにより、コミュニケーション手段の確保等の一層の推進を図る。

3. 主催

愛知県・愛知県聴覚障害者協会

4. 事業と実施方法

手話通訳者を養成するための講習会を、次の各号に定めるところにより開催する。

(1) 実施会場

昼コース 豊川市民プラザ（豊川市諏訪 3-302 プリオⅡ4 階）

夜コース あいち聴覚障害者センター（名古屋市中区三の丸 1-7-2 桜華会館 2 階）

(2) 対象者

手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者であり、次のいずれにも該当する者とする。

ア. 愛知県に在住・在勤の 20 歳以上（令和 7 年 4 月 1 日現在）の者

イ. 1 年半継続して受講できる者

ウ. 事前面接会（昼コース（6 月 17 日（火））・夜コース（6 月 21 日（土）））に出席できる者

(3) 養成人員

1 コース 20 名とする。

(4) 講習の内容

国の示す手話通訳者として必要な知識及び技術

(5) 講習回数・時間

ア. 回数 70 回（実技 62 回 講義 8 回）

イ. 時間 原則 1 回 2 時間

5. 受講者の募集

別に定める募集要項によるものとする。

6. その他

この要綱に定めのない事項については、愛知県と協議の上、愛知県聴覚障害者協会（あいち聴覚障害者センター）が定める。

令和 7 年度愛知県手話通訳者養成講習会受講募集要項

1. 講座開催会場

昼コース 豊川市民プラザ（豊川市諏訪 3 丁目 302 プリオⅡ 4 階）

夜コース あいち聴覚障害者センター（名古屋市中区三の丸 1-7-2 桜華会館 2 階）

2. 期間及び時間

（1）昼コース（13 時 30 分～15 時 30 分）

令和 7 年 7 月 8 日（火）から令和 8 年 10 月末の火曜日 62 回

（2）夜コース（18 時 30 分～20 時 30 分）

令和 7 年 7 月 9 日（水）から令和 8 年 10 月末の水曜日 62 回

※ その他、土曜日、日曜日に講義や実習が開催されます。詳細は講習会の中で説明します。

3. 定員

1 コース 20 名

4. 受講料

無料（但し教材費は実費）

5. 受講資格

手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者であり、次のいずれにも該当する者とする。

ア. 愛知県に在住・在勤の 20 歳以上（令和 7 年 4 月 1 日現在）の者

イ. 1 年半継続して受講できる者

ウ. 事前面接会（昼コース 6 月 17 日（火）、夜コース 6 月 21 日（土））に出席できる者

6. 受講の申し込み

別紙の「令和 7 年度愛知県手話通訳者養成講習会受講申込書」に記入しあいち聴覚障害者センターに提出すること（持参、郵送いずれも可）

送付先 あいち聴覚障害者センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-7-2 桜華会館内

7. 申込期限

令和 7 年 6 月 10 日（火）まで（必着）

（6 月 10 日（火）までにあいち聴覚障害者センターに到着したもののみ受付します。いかなる理由があっても締切り日を過ぎたものは受け付けません。）

8. 受講者の決定

申し込み者に対して面接を行い、「受講決定通知書」を送付する。

事前面接会について

- ・ 昼コース 6 月 17 日（火） 面接会場 豊川市民プラザ 4 階
- ・ 夜コース 6 月 21 日（土） 面接会場 あいち聴覚障害者センター 2 階
面接時間は 10 時から 15 時予定（受付時間 9 時 45 分から）
- ・ 詳細につきましては、別添の進行表をご覧ください。面接のご案内は致しませんので直接会場にお越し下さい。
- ・ 面接日に欠席の場合は、受講できません。